

# 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 の報酬・基準について②

# 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬

## 論点 1

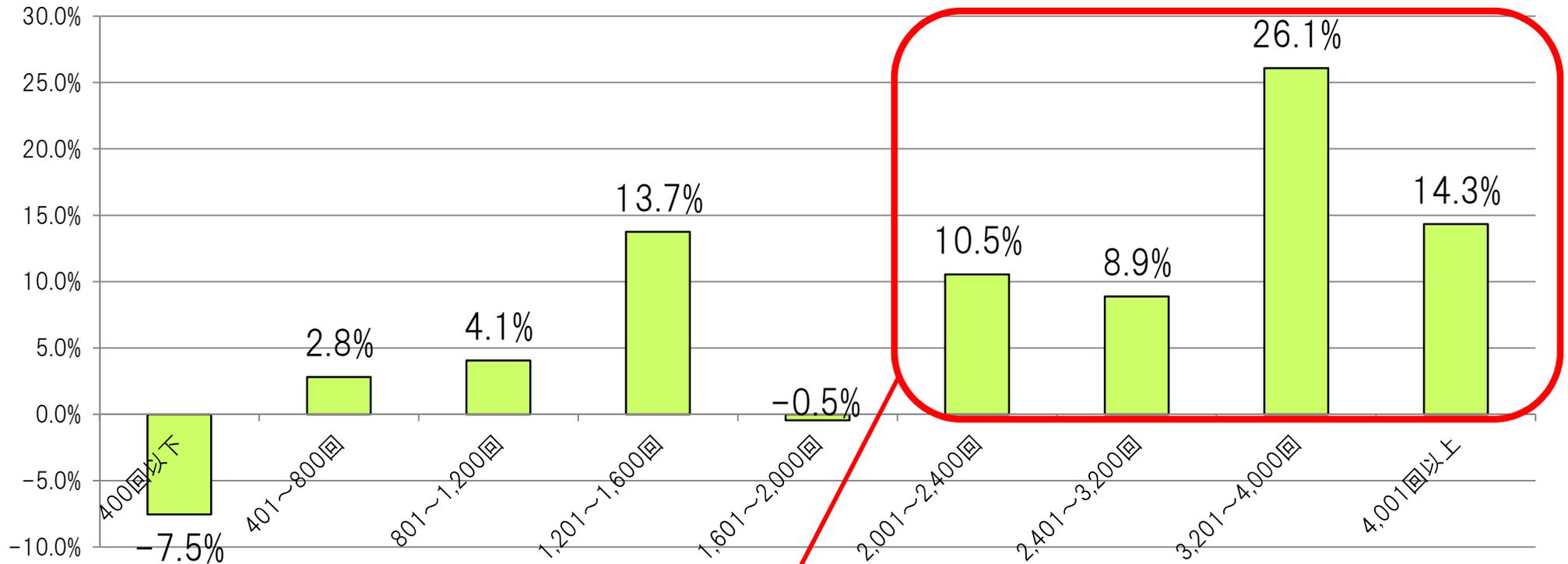
- 訪問介護のサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされているが、建物の範囲等を見直してはどうか。
  - ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）に限る）に居住する者
  - ②上記以外の範囲に所在する建物（有料老人ホーム等に限る）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

## 対応案

- ①・②について、有料老人ホーム等以外の建物も対象としてはどうか。
  - ①について、事業所と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物のうち、減算幅を見直す対象施設は、経営実態を踏まえ、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合とすることとしてはどうか。
- ※ 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護も同様としてはどうか。

# 訪問介護事業所の経営実態

- 事業所全体の訪問回数のうち同一建物減算に該当するものが50%以上である事業所の訪問回数階級別の収支差率（N=181）



- サービス付き高齢者向け住宅等の1人当たり月利用回数が約40回であることから、同一建物における延べ2,000回以上の訪問は、利用者数では約50名以上に相当する。

# 集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬

## 【現行】

	減算等の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、 <u>軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> )に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	—

## 【見直し案】

	減算等の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	①・③10%減算 ②00%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (②に該当する場合を除く。) ② <u>上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合</u> ③上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	—

# 集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬

社保審－介護給付費分科会

第149回（H29.11.1）

資料1

## 【現行】

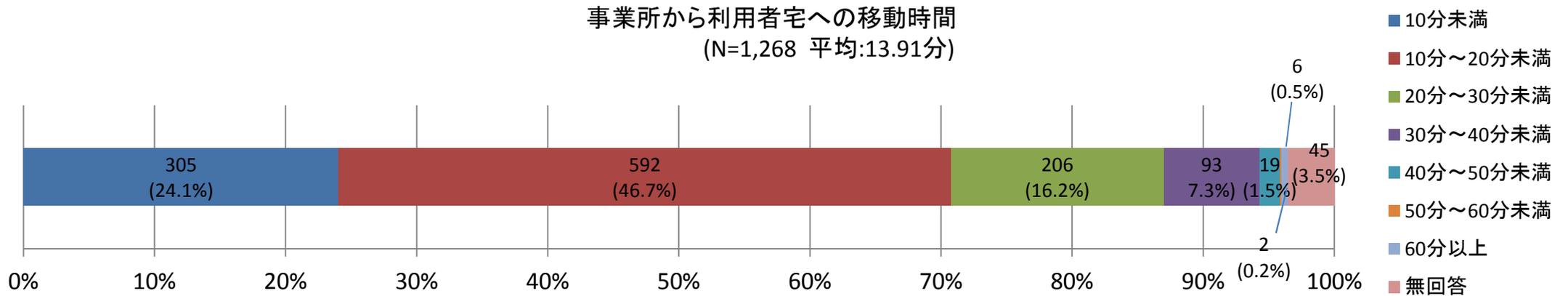
	減算等の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> ）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（ <u>当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合</u> ）	—

## 【見直し案】

	減算等の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	①・②10%減算 ③〇〇%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（ <u>③に該当する場合を除く。</u> ） ②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者のうち、次に該当する者 ・ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者の人数が1月あたり10人以上の場合</u> ・ <u>一般集合住宅に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合</u> ③事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち次に該当するもの ・ <u>養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者の人数が1月あたり10人以上の場合</u> ・ <u>一般集合住宅に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合</u>	—

# 集合住宅等へのサービス提供に係る移動時間

○ 事業所から利用者宅までの移動時間(片道)は全体で平均13.91分である。事業所から同一敷地又は隣接敷地内の集合住宅までの移動時間は平均1.8分である。



< 出典：平成27年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）訪問介護の今後のあり方に関する調査研究事業（生活援助サービス利用者調査票） >

訪問介護事業所と集合住宅までの移動に係る時間(n=912)

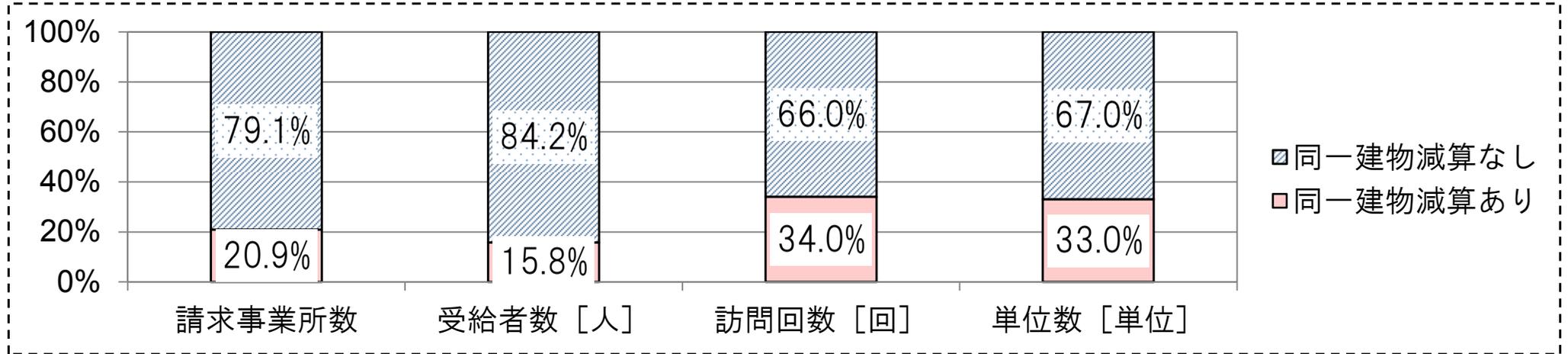
移動手段	度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	中央値	
非該当	63	6.8	4.7	1.0	25.0	5.0	
徒歩	該当(同一敷地又は隣接)	33	1.8	1.4	1.0	5.0	1.0
合計	96	5.1	4.6	1.0	25.0	5.0	
自転車	非該当	235	11.4	5.8	1.0	40.0	10.0
合計	235	11.4	5.8	1.0	40.0	10.0	
自動車	非該当	581	14.7	9.0	1.0	60.0	15.0
合計	581	14.7	9.0	1.0	60.0	15.0	
合計	非該当	879	13.2	8.3	1.0	60.0	10.0
合計	該当(同一敷地又は隣接)	33	1.8	1.4	1.0	5.0	1.0
合計	912	12.8	8.4	1.0	60.0	10.0	

< 出典：定期巡回・随時対応サービスを含む訪問サービスの提供状況に関する調査研究事業 >

# 訪問介護サービスにおける同一建物減算の状況

## ■訪問介護サービスの提供状況

請求事業所数		受給者数 [人]		訪問回数 [回]		単位数 [単位]	
	うち同一建物減算		うち同一建物減算		うち同一建物減算		うち同一建物減算
33,268	6,960	1,051,087	165,772	21,758,403	7,406,619	6,079,333,436	2,007,719,204
(100.0%)	(20.9%)	(100.0%)	(15.8%)	(100.0%)	(34.0%)	(100.0%)	(33.0%)



## ■受給者1人当たり訪問回数 [回]



# 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬（定期巡回・随時対応サービス）

## 論点 2

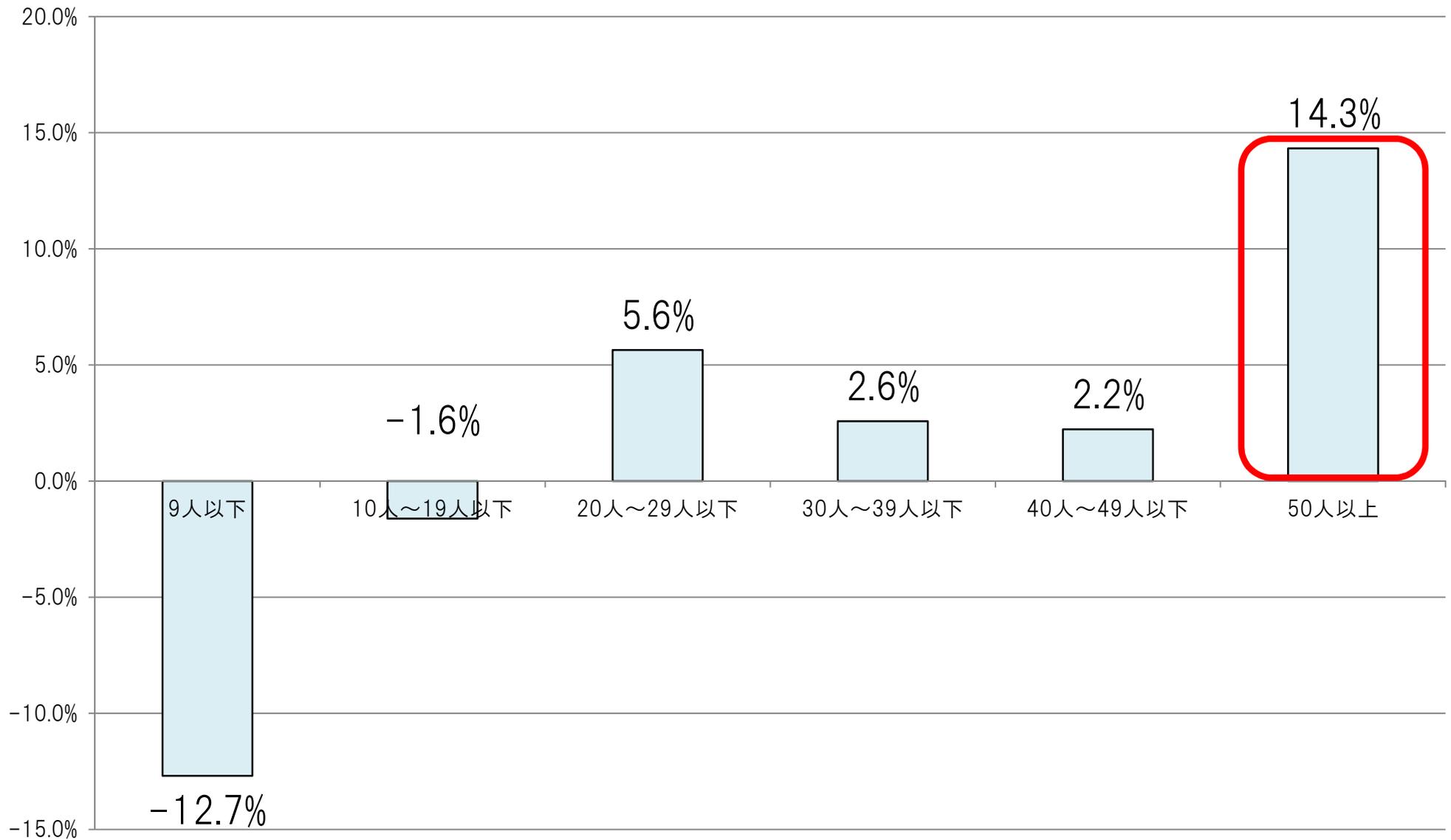
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供については、以下に該当する場合に600単位／月の減算とされているが、建物の範囲を見直してはどうか。
  - ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という）に限る）に居住する者

## 対応案

- 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者にサービス提供する場合の減算について、有料老人ホーム等以外の建物も対象としてはどうか。
- 上記のうち、経営実態を踏まえ、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合には、減算幅を見直すこととしてはどうか。

# 定期巡回・随時対応型サービス事業所の経営実態

○ 実利用者数階級別の収支差率（N=192）



# 集合住宅におけるサービス提供の場合の報酬

## 【現行】

	減算等の内容	算定要件	備考
定期巡回・随時対応サービス	600単位/月 減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、 <u>軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る</u> )に居住する者	—

## 【見直し案】

	減算等の内容	算定要件	備考
定期巡回・随時対応サービス	①600単位/月 減算 ② <u>〇単位/月減算</u>	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ② <u>事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合</u>	—